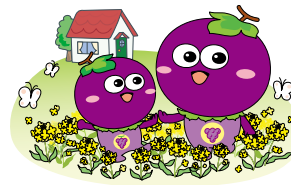


# 人権週間特集

— 「みんなで築こう人権の世紀」 —



考えよう 相手の気持ち  
未来へつなげよう  
違いを認め合う心

◆人権週間◆  
12月4日～10日

## 人権週間とは

昭和23(1948)年12月10日、国際連合の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。国際連合はその日を記念し、毎年12月10日を「人権デー」(Human Rights Day)と決めました。

日本では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」として、さまざまな啓発活動を展開しています。本市も関係機関との連携・協力により、積極的な啓発活動に取り組んでいます。

## ヘイトスピーチについて

特定の民族や国籍の人々に対する差別的な言動を見聞きしたことはありませんか。こうした言動は、人としても尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。文化や習慣、価値観などを認め合いながら、同じ地域の一員としてお互いに安心して暮らすことのできる社会を目指しましょう。

## 障害を理由とする差別や偏見について

障害のある人が職場において差別待遇を受けたり、店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

## 性の多様性について

性は、生物学的性別の「からだの性」と自分の性をどのように認識しているかという「こころの性(性自認)」と恋愛や性愛の感情がどういう対象に向いているかという「好きになる性(性的指向)」から構成されています。からだの性とこころの性が一致している人や一致しない人、好きになる性の対象が異性という人や同性という人など、性のあり方は一人ひとり異なり、多様です。自分の性が尊重され、誰もが自分らしく生きることができると社会をつくりましょう。

## 「宅地建物取引業人権推進員制度」について

大阪府では、宅地建物取引におけるあらゆる人権問題をなくすため、業界団体と連携し、宅建業者の従業者を対象に「宅地建物取引業人権推進員」を養成しています。人権推進員を設置している店には下のステッカーを掲示しています。

<問合せ>

大阪府住宅まちづくり部建築振興課

☎06-6210-9734

ウェブサイト【宅地建物取引業とじんけん】で検索



## 「人権週間パネル展」

[期間] 12月4日(金)～10日(木) 9:00～17:30

[場所] 市役所本館1階ロビー

## 「特設人権相談所」

家庭や近隣、暮らしの中でのさまざまな人権問題について、人権擁護委員がご相談に応じます。

[日時] 12月18日(金) 14:00～16:00 ※予約不要

[場所] 市役所別館3階 第3会議室

人権擁護委員は、人権擁護委員法にもとづき法務大臣から委嘱を受けた民間の方々です。羽曳野市では、9名の人権擁護委員が人権相談を受けたり、街頭啓発活動のほか、市内の小学生へ、ビデオを用いた人権について考える授業“人権教室”の実施などを行っています。



## 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」12月10日～16日

政府の取り組みのひとつとして、北朝鮮で救出を待ち続けている拉致被害者の方に向けて、ご家族の声や懐かしい日本の歌をラジオ(短波)放送「ふるさとの風」により送っています。

この週を機に、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題に対する関心と認識を深めましょう。

## 啓発活動重点目標：「誰か」のことじゃない。

### 啓発活動強調事項

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 同和問題(部落差別)を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) HIV感染者等に対する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネットによる人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう  
(法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会)

## <問合せ> 人権推進課

☎072-958-1111 内線 1053・1054